

## 居宅介護支援事業所 公益社団法人青森県医師会 運営規程

### (事業の目的)

第1条 公益社団法人青森県医師会（以下「事業者」という。）が開設する公益社団法人青森県医師会指定居宅介護支援(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1 事業所は、利用者が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療 サービス及び福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこととする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 公益社団法人 青森県医師会
- 二 所在地 青森市新町二丁目8番21号

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者（常勤1人 介護支援専門員と兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- 二 介護支援専門員（常勤1人 管理者と兼務）  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営 業 日 月曜日から金曜日までとする。ただし国民の休日及び年末年始（12月29日から1月3日）は除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。ただし、電話等により 24時間常時連絡が可能な体制とする。

### (指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 一 利用者の相談を受ける場所  
事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。

- 二 使用する課題分析票の種類  
利用者の状況を勘案し、MDS－HC方式を使用する。
  - 三 サービス担当者会議の開催場所  
事業所内その他必要と認められる場所において開催する。
  - 四 介護支援専門員の居宅訪問頻度  
月1回を目安とし、必要に応じて訪問するものとする。
- 2 指定居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定居宅介護支援の提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。
  - 3 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（以下「計画」という。）が介護保険法に規定する基本方針及び利用申込者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができるや居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めること等につき説明を行い、理解を得るものとする。
  - 4 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めるものとする。

（利用料その他の費用の額）

- 第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費とする。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。
    - 一 通常の実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満500円
    - 二 通常の実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上800円
  - 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名押印を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

- 第8条 通常の事業の実施地域は、青森市の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

- 第9条 従業者は、指定居宅介護支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。
- また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市、保険者市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
  - 3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情・ハラスメント処理)

- 第10条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者及びその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等の必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を利用者又はその家族に対して周知するものとする。
- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - 二 虐待防止のための指針の整備
  - 三 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - 四 措置を適切に実施するための担当者の設置
  - 五 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - 六 その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

- 第12条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに務めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第13条 居宅介護支援等の資質の向上の為に、次のとおり研修の機会を設けるものとする。
- 一 採用時研修 採用後6か月以内
  - 二 虐待防止するための従業者に対する研修の実施
  - 三 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - 四 感染症に関する研修の実施

- 2 介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、介護支援専門員その他の従業者であった者も同様とする。
- 3 事業者は、介護支援専門員その他の従業者又は従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、公益社団法人青森県医師会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### (事業継続計画)

- 第14条 業務継続計画の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。
- 2 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (衛生管理)

- 第15条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

#### (身体拘束)

- 第16条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

#### 附 則

1. この規程は、平成11年11月1日から施行する。
2. 平成14年4月1日一部改正
3. 平成24年11月1日一部改正
4. 平成26年1月30日更新
5. 令和元年8月20日更新
6. 令和4年10月1日更新
7. 令和6年4月1日一部改正